

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：バングラデシュ国チョットグラム市における廃棄物管理機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：バングラデシュ国チョットグラム市における廃棄物管理機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00668

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 9 月 16 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国チョットグラム市における廃棄物管理機材整備
計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年11月 ～ 2027年11月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(7) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。²具体的な部分払の

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2027 年度 (2027 年 7 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

無償資金協力部 業務第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 18 日 まで シルバーウィークの関係で、資料ダウンロード期限は 9 月 18 日 (金) としておりますので、ご注意ください。
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 9 月 30 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 5 日まで
4	本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 10 月 9 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 10 月 26 日 11 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日 (順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最

新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/0mcX0rtE38>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください

（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

- １）プロポーザル・見積書・別見積書
- ２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

- １）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- ２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、配点を技術評価点 90 点、価格評価点 10 点とします。

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙２「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（１００点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不

合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律 2 点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

（1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

（2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきまして

は、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	年末年始期間やラマダン期間等を踏まえつつ、設計・積算作業を含む調査全体の工程に遅延を生じさせないための業務実施方策及び、現地傭人も活用したコンサルタント全体としての、効率的な情報収集並びに関係機関との密なコミュニケーションの図り方	第3条(3) 計画策定のプロセス 第4条(1) 業務計画書の作成
2	機材優先順位の検討方針及び同国に対する過去の協力実績を踏まえた供与機材の構成・仕様の検討方針	第4条(1 2) 機材計画調査
3	実施中の技術協力等との連携に関する本調査での作業方針	第3条(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用 第3条(1 0) 発注者の既存事業との連携可能性の検討
4	事後評価時のデータ取得可能性を踏まえ、調査段階から継続的に収集・管理可能なデータに基づく適切な評価指標案	第4条(2 4) 事業の評価指標の検討

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、機材の導入・運用・維持管理段階における温室効果ガス排出量の抑制、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
 - ① 公開資料
 - （ア）設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）
 - ☒協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
 - ☒同「機材編」（2025年9月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline/archive_201004.html

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☒JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

☒コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

☒ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

☒Project Monitoring Report(PMR)

☒JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（３）計画策定のプロセス³

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

☒本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

（ア） 第 1 回現地調査（Outline Design (OD) 調査）

- 当該セクターの優先事業リストとその概要にかかる情報収集・分析を行う。
- 無償資金協力による機材整備のために必要な情報収集、概略設計の実施及び報告書案の作成に必要な調査・協議を行う。
- 先方政府による要請書発出に必要な情報を整理し、早期に提供するための協議を行う。
- 事業費増の可能性を見据え、スコープカットのリスクおよび機材の優先順位について、先方政府と十分協議を行った上で確認を行う。その他、要請されていないが必要なコンポーネントがあれば

³ 調査が年末年始やラマダン期間をまたぐことを踏まえ、調査工程に遅延を生じさせないための工程計画及び実施体制、現地傭人を活用した効率的な情報収集・関係機関とのコミュニケーション方策について提案すること。

先方と協議の上、その適否を検討する。

(イ) 第2回現地調査 (Detailed Outline Design (DOD)調査)

- 国内における概略事業費の積算審査等を経て、準備調査報告書（案）を先方政府に説明・協議し、先方政府の基本的了解を得る。
- なお、積極的に現地傭人を雇用し、効率よく十分な情報収集を行うとともに、関係機関との密なコミュニケーションを図ること。現地傭人は複数名雇用可とする。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用⁴

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。

⁴ 現在実施中の技術協力プロジェクト「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」及び「大気質管理能力向上プロジェクト」の進捗状況及び蓄積された情報を活用し、効率的な調査を実施するとともに、本事業との相乗効果を最大化するための作業方針について提案すること。

- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画」（2009 年～2014 年）
 - ② 「廃棄物管理機材整備計画」（2015 年～2018 年）
 - ③ 「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（2017 年～2021 年）
 - ④ 「バングラデシュ人民共和国 南北ダッカ市の廃棄物焼却発電導入に係る情報収集・確認調査」（2022 年）
 - ⑤ 「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」（2025～2029 年）
 - ⑥ 「大気質管理能力向上プロジェクト」（2025 年～2029 年）
- 上述の事業も含めた類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努めること。また、事業完了後の実施体制について検討すること。

（６）本業務における地理的な対象範囲

☒別紙１のとおり。

（７）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 想定される事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）に掲げるもののうち大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は小さいと判断されるため、環境カテゴリー「C」に分類される。本調査では、改めてカテゴリー分類を確認する。

（８）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒本業務では当該項目は適用しない。

（９）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒本業務はクラスター事業戦略では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦

略)⁵の「環境管理」（廃棄物管理の改善と循環型社会の実現クラスター）に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は、上記第3条（5）を参照。

（10）発注者の既存事業との連携可能性の検討⁶

☒本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① 「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」（2025年～2029年）では、チョットグラム市を中心にマスタープラン策定、収集運搬・中間処理体制の強化、既存処分場の管理および新規処分場整備、環境教育等を目指しており、本事業により整備される廃棄物収集・運搬車両や埋立作業用機材の有効活用や効果的な連携が期待される。
- ② 「大気質管理能力向上プロジェクト」（2025年～2029年）では、大気環境・発生源モニタリング能力の強化や大気汚染防止ガイドラインの策定等を通じた環境局の大気環境管理能力強化及び大気汚染防止規則の施行強化を目指しており、低環境負荷車両が導入される場合には、効果的な連携が期待される。

（11）相手国関係機関の調整

☒本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。ただし、プロジェクトの実施にあたり、バングラデシュ政府内で承認が必要とされる準備開発事業提案書（Preliminary Development Project Proposal: pre-DPP）及び開発事業提案書（Development Project Proposal: DPP）の作成、円滑な承認に向け地方行政農村開発組合省地方行政総局及びチョットグラム市を支援する。

⁵保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

⁶ 現在実施中の技術協力プロジェクト「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」及び「大気質管理能力向上プロジェクト」の進捗状況及び蓄積された情報を活用し、効率的な調査を実施するとともに、本事業との相乗効果を最大化するための作業方針について提案すること。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成⁷

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - ・ 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - ・ 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

☒本業務では当該項目は適用しない。

(5) サイト状況調査

☒機材調達計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存処分場・関連施設・保有機材の状況調査

既存処分場・関連施設・保有機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 廃棄物収集箇所の状況調査

廃棄物収集区域及び収集拠点の配置状況、利用状況、廃棄物の収集・運搬状況、中継施設や車両待機場所の状況等

⁷ 調査が年末年始やラマダン期間をまたぐことを踏まえ、調査期間の短縮に向けた工程計画及び実施体制、現地傭人を活用した効率的な情報収集・関係機関とのコミュニケーション方策について提案すること。

③ 新規処分場候補地の状況調査

候補地の位置、面積、アクセス道路の状況、周辺土地利用状況、用地取得状況等

(6) 環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では当該項目は適用しない。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

- ③ 調査項目として下記などを含める。

- 実施機関におけるジェンダー別雇用状況・環境及び職業における性別役割分担
- 家庭、コミュニティに関する事項（廃棄物管理の主体、役割に関する固定観念や慣習の有無等）
- 女性職員の情報、技術研修へのアクセス
- 実施機関職員が SGBV 等のトラブルに巻き込まれるリスク

(8) 障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では当該項目は適用しない。

(9) 気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

☒事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。

☒「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料（リスクツリーや裨益人口算出の考え方等）を発注者に提出すること。

☒生物多様性の主流化に資する対応策を可能な範囲で行う。

(10) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①の検討結果については報告書には記載せず、発注者が受注者に配布する様式に沿って、別途発注者に提出する。

① 「国が決定する貢献（NDC）」と矛盾がないか

- 本事業で使用する技術が当該国の最新の「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。
- また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。

(11) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を

調査する。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ③ 第三国調達の可能性の検討
- ④ 現地国内における代理店の調査
- ⑤ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(12) 機材計画調査⁸

- チョットグラム市における廃棄物収集・運搬サービスの現状、運営状況及び将来需要を把握し、収集能力向上を目的とする機材供与に向けた適切な計画策定に必要な情報を収集・分析する。具体的には、供与機材の規模・仕様・配置計画、事業対象範囲及び運営維持管理体制の妥当性を検討する。
- 関連調査や実施中の関連事業等との連携・情報共有を図り、既存の情報を十分活用して重複調査を回避しつつ、既存の施設及び収集車両等の機材の種類・仕様・数量・配置状況、稼働率、故障状況、運営・維持管理体制等を調査する。また、家庭廃棄物の排出量・組成、リサイクル・資源循環等の一般的な廃棄物状況の情報も収集整理すること。加えて、収集・運搬後の処理処分先の持続可能性を確認する観点から、既存の処分場の残存年数、新規処分場の用地確保の進捗状況についても、情報収集を行う。
- チョットグラム市における廃棄物収集の実態調査（一次収集及び二次収集の実施体制並びに運営状況等）を行い、廃棄物管理システム全体の課題を整理し、事業対象範囲・規模（チョットグラム市の一部地域のカバーとなるのか全域を対象とできるのか等）を検討する。なお、第3章（10）で記載のとおり、チョットグラム市では技術協力プロジェクトを実施しており、廃棄物管理に関するMP（マスタープラン）の作成協力を行っている。課題分析にあたっては本マスタープラン作成状況も踏まえて、マスタープランの方向性と齟齬がないように分析を行うこと。
- 要請機材については、仕様、規格、数量の妥当性・整合性を確認するとともに、既存関連機材の保有・稼働状況、運用体制、保管環境、燃料調達状況、操作指導の必要性等を踏まえ、優先順位を付した要請機材リストを取りまとめる。また、同国に対する廃棄物管理分野の無償資金協力の実績を踏まえ、これまでに得られた成果や教訓を活用しつつ、データ管理や維持管理体制等に十分に留意し、事業効果の最大化及び付加価値向上の観点から、供与機材

⁸ 過去の類似案件の実績及び教訓を踏まえ、チョットグラム市における廃棄物管理の現状、課題及び将来需要を分析し、事業効果及び持続可能性の観点から、本事業において供与すべき機材の優先順位、構成及び仕様について提案すること。

の仕様や数量等を検討する。なお、機材選定に当たっては JICA と協議の上で進めること。

- 低環境負荷車両（EV、ハイブリッド、CNG、LPG 等）については、現地のインフラ環境、維持管理体制及び経済性を踏まえ、導入の適切性を検討する。検討結果の報告にあたっては、各技術のメリット・デメリットを整理するとともに、本事業への適用可能性・妥当性について、その理由及び根拠を明確に示すこと。
- 供与機材の保管場所について、駐車・保管スペースの確保状況、防犯対策及び必要な付帯施設の整備状況を確認するとともに、輸出入規制等の関連制度についても確認する。
- 本事業では、廃棄物収集・運搬能力の向上に必要な収集・運搬車両を主たる供与対象とする。なお、調査の結果、既存処分場の運営管理に必要な機材の不足又は老朽化が収集・運搬サービスの持続的な運営に影響を及ぼしていると認められる場合には、バックホー、ホイールローダー等の処分場関連機材についても、その必要性及び妥当性を検討する。
- 供与機材の調達にあたり、日本国内の架装業界の生産能力や受入可能性を確認し、納期への影響及び調達上のリスクについて調査・分析を行う。
- 実施機関の運営・維持管理能力について、廃棄物管理分野への予算配分の推移、人員体制、整備・保管施設の状況を確認する。また、過去に供与された類似機材の稼働状況、維持管理状況、修理及び更新実績、自己資金による更新費用の積立状況や中長期的な予算確保の見通しを確認する。さらに、供与機材の追加に伴う人件費、燃料費、維持管理費等の増加幅を試算し、追加的な維持管理コストに対する財源確保の見通し及び財政負担能力を検証する。
- 現地代理店によるアフターサービス及び修理対応の可否、スペアパーツ・消耗品の現地調達の可能性を確認する。特に、非純正部品の使用により性能や耐久性への影響が懸念される機材については、純正部品の調達体制及び維持管理予算の確保状況を確認し、純正部品の調達及び必要な予算確保について、実施機関及び主管省庁との合意形成の可能性を検討する。
- ソフトコンポーネントの実施を提案する場合は、初期操作指導の範囲内での対応可能性を含め、その必要性及び妥当性を十分に検討する。
- 以上の検討結果を機材・資材調達計画に反映する。また、日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- なお、上記に限らず、必要と考えられる調査項目、調査方法及び調査数量に

について提案すること。

(13) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(14) 施工計画の立案

☒本業務では当該項目は適用しない。

(15) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での供与機材に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(16) 技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。その際、技術協力プロジェクト「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」の活動内容、進捗状況及び今後の計画を踏まえ、重複を避けつつ相互補完的な計画となるよう検討する。
- 検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(17) 施工時の工事安全及び労働衛生対策に関する検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

(18) 内部照査の実施

☒本業務では当該項目は適用しない。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予

定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。

- 相手国側負担事項⁹のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

（２０）免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目¹⁰を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - ・ 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - ・ 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - ・ 付加価値税（VAT 等）
 - ・ 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - ・ その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

⁹ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

¹⁰ 無償資金協力事業では免税が原則である。

(21) 現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(22) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する¹¹。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(23) 想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(24) 事業の評価指標の検討¹²

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(25) 事業概要の本邦企業への説明

☒本業務では当該項目は適用しない。

(26) 協力準備実施報告書（案）の作成

¹¹ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

¹² 既往調査等で用いられているデータは出所や算定手法が必ずしも統一されておらず、過去の事後評価においてもデータ未取得や推定値による評価が見られることから、調査段階から継続的に収集・管理が可能なデータを活用し、本事業の効果を適切に測定できる評価指標案を提案すること。

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

（２７）協力準備調査報告書（案）の説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。なお、事業計画、相手国負担事項等は基本的に第２回現地調査（DOD 調査）派遣前までに遠隔会議等を通じて相手国側と十分に協議の上で合意形成する。事業費が不足する場合の対策についても可能な範囲で協議する。相手国側との協議の状況は発注者に報告する。

（２８）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹³も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第５条

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権

¹³ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	-
		日本語	電子データ	-
現地調査結果概要	第 2 回現地調査（DOD）調査前	英語	電子データ	-
業務進捗報告書	部分払い前	日本語	電子データ	-
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	-
		英語	電子データ	-
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	-
進捗報告書 ¹⁴ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	-
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	-
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	-
協力準備調査報告書（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	電子データ	-
協力準備調査報告書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語・英語	電子データ	-
		日本語・英語	CD-R	2
		日本語	製本	2
		英語	製本	3
概略事業費積算内訳書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1
		日本語	電子データ	-
機材仕様書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1
		英語	電子データ	-

¹⁴ Project Monitoring Report (PMR)

調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	-
-------	----------	------	-------	---

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報¹⁵の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

第6条 再委託

- ☒本業務では、現地再委託の実施を想定していない。

第7条 機材の調達

- ☒本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続

¹⁵ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：チョットグラム市
- (3) 案件名：チョットグラム市における廃棄物管理機材整備計画（The Project for the Improvement of Solid Waste Management Equipment in Chattogram City）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における廃棄物管理セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
バングラデシュでは、経済成長及び急速な都市化の進展に伴い、都市廃棄物の発生量が増加している。第二の都市であるチョットグラム市（旧称：チッタゴン市）は、国内最大の港湾を有し、総輸出入量の 90%を取り扱うほか同国の工業の 40%が集積する等商工業の中心都市であり、人口は 2011 年の約 250 万人から 2021 年には約 360 万人（同国統計局）と急速に増加している。一方、廃棄物発生量も 2014 年の約 1,600 トン／日（廃棄物管理機材整備計画協力準備調査報告書、2015 年）から 2021 年の約 3,000 トン／日（南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト事業完了報告書、2022 年）と人口増加を上回るペースで増加しており、今後も人口増加が想定される中、廃棄物発生量も更なる増加が見込まれる。

このように急速な都市化と人口増加に伴い廃棄物発生量が増加している一方で、収集・運搬機材の不足・老朽化や非効率な運用により、廃棄物収集率は依然として低い水準に留まっている。例えば、南北ダッカ市では密閉・圧縮機能を有するコンパクト型収集車が保有台数の約 50%を占めるのに対し、同市では約 10%に留まり、多くを積載効率の低い老朽化したダンプトラックに依存している。このため収集・運搬効率が低く、また走行中のごみ飛散や悪臭に関する市民からの苦情も発生している。加えて、未収集の廃棄物や長時間路上に放置された廃棄物は、悪臭や害虫の発生、排水路閉塞による都市型洪水の一因となるなど、都市環境及び公衆衛生に深刻な影響を及ぼしており、廃棄物管理体制の抜本的な強化が喫緊の課題となっている。

同市の廃棄物管理の課題に対し、我が国は無償資金協力「廃棄物管理機材整備計画」（2015 年 G/A）や技術協力等を通じて収集能力強化を中心とした支援を実施してきた。先行するダッカ市の知見共有などにも取り組んだ結果、技術協力「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（2017 年～2021 年）の完了時点では、廃棄物収集量は約 2014 年の 1,200 トン／日から 2021 年には約 2,200 トン／日に増加しており、一定の改善が見られている（同プロジェクト完了報告書、2022 年）。しかしながら、同市では廃棄物発生量の急増に対して収集・運搬体制の整備が追いついておらず、2021 年時点の廃棄物収集率は約 71%に留まり、未収集地域が依然として残存している。

こうした状況を踏まえ、2025 年から技術協力「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」を開始しており、「チョットグラム市における廃棄物管理機材整備計画」（以下、「本事業」という。）は同技術協力と連携し、包括的に収集・運搬能力の更なる強化と運用改善を図ることで、より効果的なマスタープラン（以下「MP」という。）の実現に寄与し、同市の廃棄物管理体制の抜本的改善に貢献する。また、先行する南北ダッカ市では、無償資金協力と技術協力を組み合わせたソフト・

ハードの両面から継続的な支援を行い、廃棄物管理能力の向上に寄与してきた。例えば、収集車両の巡回による市民への日本の協力の高い広報効果・ビジビリティ確保や「クリーンダッカ・プロジェクト」の成功事例等。こうした取り組みを通じて我が国の廃棄物管理技術や協力に対する認知・評価が高まり、本邦企業参入等を含む裾野拡大にも寄与してきた。本計画は、チョットグラム市の廃棄物管理体制の抜本的改善に貢献するものであり、日本の協力に対する高い評価や認知向上、関連企業の参入促進等の効果にも期待する。

（２）廃棄物管理セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対バングラデシュ人民共和国国別開発協力量針（2018 年 2 月）における重点分野（中目標）として「社会脆弱性の克服」が定められ、対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパーでも都市機能強化及び環境改善を重点分野とし、廃棄物管理行政の強化に係る取組みの支援を継続する必要性が確認されている。また、JICA グローバル・アジェンダ「環境管理」では、廃棄物管理の改善と循環型社会の実現のための取組みの重点国にバングラデシュを含んでおり、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。

更に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」では、柱 3「多層的な連結性」の一つにベンガル湾産業地帯（BIG-B）構想の下での日バングラデシュ協力が掲げられ、且つ柱 2「インド太平洋流の課題対処」では廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力推進を掲げており、本事業はこれらの方針に合致する。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行がガジプール市において統合型電気電子機器廃棄物（E-waste）管理事業を実施している他、GIZ が繊維産業廃棄物及び E-waste に係る収集・リサイクルの改善に取り組んでいるが、チョットグラム市における一般廃棄物の収集・運搬の改善に係る支援を直接実施している他の援助機関は確認されていない。

（４）本事業を実施する意義

本事業は同国の開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、廃棄物管理の改善を通じて市民の衛生及び生活環境、並びに公衆衛生の改善に資するものであり、SDGs のゴール 3、11、12 及び 14 に貢献する。更に、バングラデシュ民族主義党は 2026 年 2 月の総選挙公約にて廃棄物管理を重点課題に位置付け、循環型社会の構築、廃棄物発電の推進及び廃棄物の発生抑制・再利用・資源循環の全国的実施を掲げた。同選挙後、同党が中心となった内閣でもその方針を維持している。2026 年 3 月、地方自治・地域開発・組合省（実施機関の上位省庁）大臣より、廃棄物における過去約 20 年間の日本の支援実績を踏まえ、今後も継続及び拡大を必要としている旨の要望があった。また、同年 4、5 月には連続で大雨が降り、チョットグラム市の一部で洪水が発生し、その主要因として、廃棄物による排水路閉塞が挙げられ、タリク・ラーマン首相が、廃棄物管理の重要性を発表するに至った。以上のことから本事業の実施を支援する必要性・緊急性は高い。また、低環境負荷車両が導入される場合は、気候変動対策（緩和）にも資する。

3. 事業概要

（１）事業概要

①事業の目的

本事業は、チョットグラム市において、廃棄物収集車両及び埋立作業用機材等を整備することにより、廃棄物管理能力の向上を図り、もって市民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与する。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容：廃棄物収集・運搬車両と埋立作業用機材（ブルドーザ等）計約 50 台（低環境負荷車両の導入可能性含め、詳細は協力準備調査で確認）。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、調達監理等。ソフトコンポーネントとして、機材運用及び維持管理に係る技術指導を想定（詳細は協力準備調査で確認）。

ウ) 調達・施工方法：調達資材は協力準備調査時に最適案を選定する。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）：チョットグラム市の住民（約 360 万人、2021 年）

④他の JICA 事業との関係：現在、技術協力「ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」にて、チョットグラム市における廃棄物収集・運搬の改善及び廃棄物管理 MP 策定を支援している。本事業により、収集効率の高い車両が導入されることで収集・運搬体制が改善され、従来の車両制約に依拠した計画に比して、より効率的かつ効果的な収集・運搬計画の立案が可能となる。これにより、実効性が高くかつより環境負荷低減につながる MP の策定に寄与することが期待される。また、移動発生源からの排出は大気汚染の主要因の一つであることから、低環境負荷車両が導入される場合には、実施中の技術協力「大気質管理能力向上プロジェクト」において目標とする大気汚染対策及び大気質の改善にも資するものである。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：地方行政農村開発組合省地方行政総局（Local Government Division, Ministry of Local Government Rural Development & Cooperatives）を主管省庁とし、チョットグラム市（Chattogram City Corporation）が実施機関となる。

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制：チョットグラム市技術部（Engineering Department）が処分場及び廃棄物収集車の運営維持管理を担っている。同部は車両整備場を有しており、廃棄物収集車を含む市所有車両の維持管理を実施している。また廃棄物収集車による二次収集は同部と同市の清掃部（Conservancy Department）が共同して計画・実施している（詳細は協力準備調査で確認）。

(3) 安全対策：協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集する。事業サイトへの渡航にあたっては、実施機関等を通じて事前に治安状況を確認し、最新の治安情勢を把握する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

（５）横断的事項

気候変動・生物多様性：本事業は、廃棄物収集・運搬の効率化を通じた温室効果ガス排出の抑制が期待される観点から廃棄物分野の気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

（６）ジェンダー分類：

【確認中】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞協力準備調査にて、ジェンダー視点に立った車両運行計画の検討等、ジェンダー課題、対応する取り組み及び指標案を対策・確認するため。

（７）その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

（１）定量的効果

指標名	基準値 (2021年実績値※)	目標値(2034年) 【事業完成3年後】
廃棄物収集量(トン/日)	2,187	協力準備調査で確認
廃棄物収集率(%)	71	協力準備調査で確認

※ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書(2023年)

（２）定性的効果

- ・廃棄物収集車両の燃費及び収集効率が向上する。
- ・対象地域における衛生環境及び生活環境が改善される。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

バングラデシュ人民共和国向け無償資金協力「廃棄物管理機材整備計画」（評価年度 2023 年度）の事後評価等では、廃棄物収集車両の維持管理に非純正部品が流用され、車両の耐用年数が低下する可能性が指摘されている。本事業の協力準備調査を通じて、非純正部品で支障が生じうる機材を確認し、そういった機材については純正部品の調達及び必要な予算確保を、実施機関及び主管省庁と合意することを検討する。

以 上

【別紙資料】 チョットグラム市における廃棄物管理機材整備計画 環境社会配慮

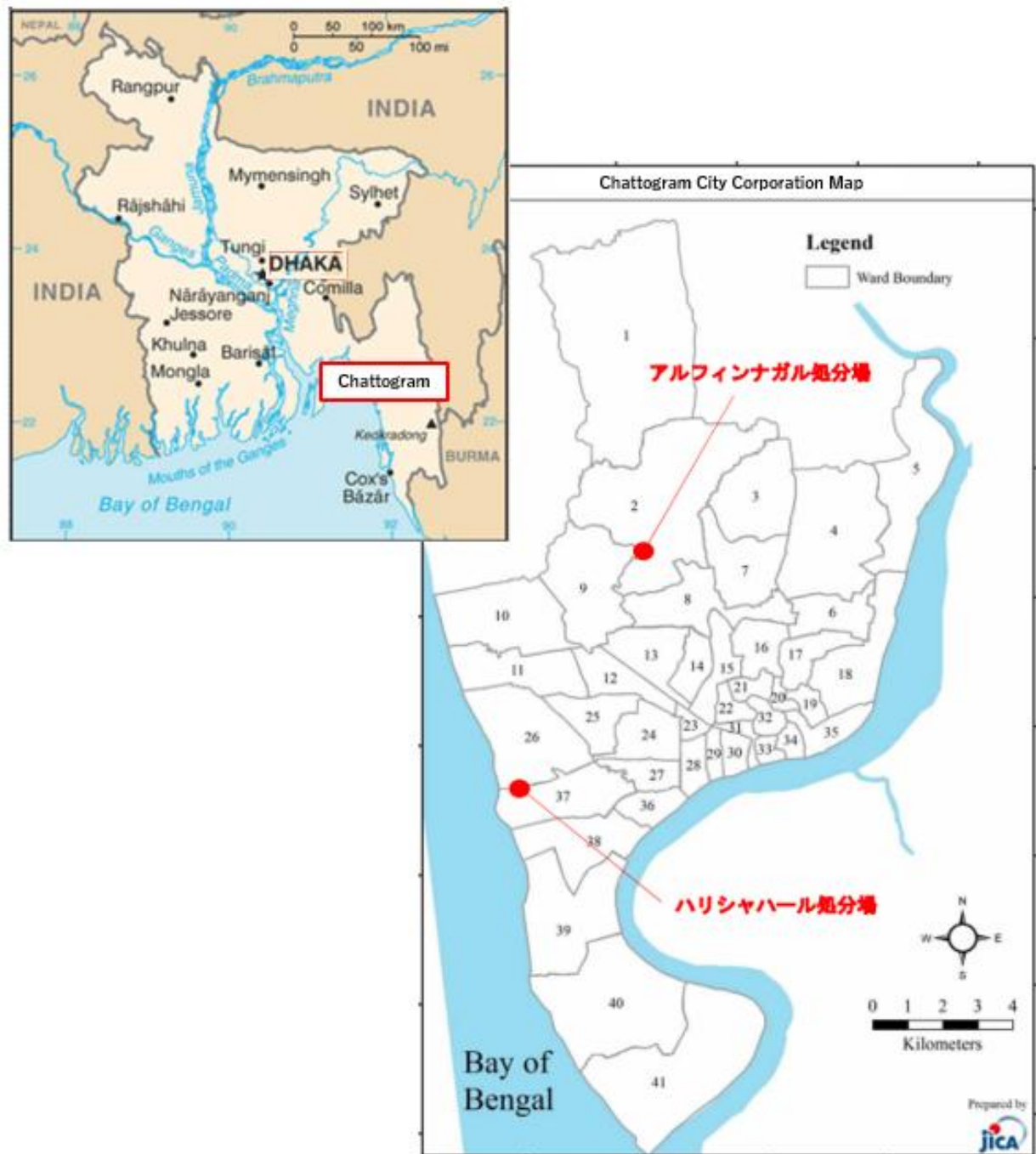
【別添資料】 チョットグラム市における廃棄物管理機材整備計画 地図

チョットグラム市における廃棄物管理機材整備計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」
（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

チョットグラム市における廃棄物管理機材整備計画 地図



出典：「バングラデシュ国南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト」業務完了報告書より JICA 作成

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：廃棄物管理に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 2 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全開発途上国
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年11月～2027年11月（13カ月）

2026年12月から第1回現地調査（OD調査）、その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2027年8月から第2回現地調査（DOD調査）を実施する。

（2）業務量目途

1）業務量の目途

約14.19人月

2）渡航回数の目途 現地調査2回（OD、DOD）を通じ延べ8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- バングラデシュ人民共和国「持続可能な社会を構築するためのごみ減量及び3R推進支援プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

2）公開資料

- バングラデシュ人民共和国「ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画」概略設計調査報告書
- バングラデシュ人民共和国「廃棄物管理機材整備計画」協力準備調査報告書
- バングラデシュ人民共和国「廃棄物管理機材整備計画」事業事前評価表
- バングラデシュ人民共和国「廃棄物管理機材整備計画」外部事後評価報告書
- バングラデシュ人民共和国「ダッカ圏廃棄物管理能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- バングラデシュ人民共和国「南北ダッカ市の廃棄物焼却発電導入に係る情報収集・確認調査」最終報告書
- バングラデシュ人民共和国「ごみ減量化ごみ減量化及び持続可能な社会構築支援プロジェクト」事業事前評価表

➤ バングラデシュ人民共和国「大気質管理能力向上プロジェクト」事業事前評価表

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

64,326,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)